

平成二十三年度の我が国における

温室効果ガスの排出量を公表する件

○環境省告示第四十三号（平成二十五年四月十二日）

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第七条の規定に基づき、平成二十三年度の我が国における温室効果ガスの排出量を算定したので、同条及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（平成十一年総理府令第三十一号）第一条の規定に基づき、告示する。

- 一 二酸化炭素 十二億四千百万トン
- 二 メタン 二千三十万トン
- 三 一酸化二窒素 二千百六十万トン
- 四 ハイドロフルオロカーボン（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号。以下「令」という。）第一条各号に掲げるものをいう。） 二千五十万トン
- 五 パーフルオロカーボン（令第二条各号に掲げるものをいう。） 三百万トン
- 六 六ふっ化硫黄 百六十万トン
- 七 前各号に掲げる量の合計量 十三億八百万トン

（備考）

- 1 第一号から第六号までに掲げる量は、温室効果ガスである物質ごとの排出量に当該物質の地球温暖化係数を乗じて得た量である。
- 2 第一号から第六号までに掲げる量はい入手可能な最良の科学上の知見を考慮に入れて算定するため、必要があるときは、再計算するものとする。